

相隣関係 宅建 H16-07-1 《#637》

【問】 正誤をつけよ。

土地の所有者は、隣地から雨水が自然に流れてくることを阻止するような工作物を設置することはできない。

【答え】 正しい

《ポイント》 自然水流に対する妨害の禁止【発展】

土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。（民法 214 条）

《関連》 雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止【発展】

土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。（民法 218 条）